

平成 19 年 2 月 26 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 三 木 茂
(コード番号：3807 大証ヘラクレス)
問 い 合 せ 先：
取 締 役 総 務 経 理 部 長 上 中 淳 行
電 話 番 号 03 (5212) 8790 (代表)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員、当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対し、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を、平成 19 年 3 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本議案は、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を、当社取締役に対しては年額 1,000 万円、当社監査役に対しては年額 300 万円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

記

1. 提案の趣旨

(1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の当社の業績向上に対する意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的とし、また、当社の監査役及び当社関連会社の監査役に適正な監査業務を通じて、株主重視の経営遂行状況の監視強化を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 当社の取締役及び監査役に対する報酬等としての新株予約権の発行について

当社の取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権につきましては、会社法施行前においては、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとしてご承認いただいておりますが、会社法において取締役及び監査役の報酬等に該当するものと位置づけられたことに伴い、本総会にて取締役及び監査役に対する報酬等としてのご承認も併せてお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役及び監査役に対し発行する本件新株予約権の額は、割当日における本件新株予約権 1 個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社取締役（7 名以内）及び監査役（3 名以内）に発行する本件新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定しております。この割当日における本件新株予約権 1 個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約

権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いております。

現在の取締役は6名、監査役は2名ですが、第4号議案及び第5号議案が可決されますと、取締役は7名、監査役は3名となります。

なお、当社の取締役の報酬額は平成12年8月29日開催の第6回定時株主総会において年額1億円以内、当社の監査役の報酬額は平成15年8月28日開催の第9回定時株主総会において年額2,000万円以内とする旨それぞれご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,600株を総株式数の上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数の上限は300株、監査役に割り当てる新株予約権の総株式数の上限は50株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,600個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は300個、監査役に割り当てる新株予約権の個数は50個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は、1株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.50を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終

値とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することのできる期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員、当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定める場合を除く。
- ②その他の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上